

高松市議会基本条例（素案）についてのパブリックコメント実施結果

本市議会では、平成26年8月15日（金）から9月16日（火）までの期間、「高松市議会基本条例（素案）」についてのパブリックコメントを実施いたしました。いただいた御意見の要旨及び、それに対する本市議会の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

1 意見総数 23件(6人)

2 いただいた御意見の要旨及び、それに対する市議会の考え方

※提出いただいた御意見等は趣旨を変えない範囲で、簡素化または文言等の調整をしています。

※一人の御意見で複数項目ある場合は、項目ごとの回答としています。

番号	該当項目	御意見（要旨）	市議会の考え方
1	全般	一問一答方式や議員間討議等の新しい取り組みに感謝するが、今後、幅広い市民の声を議会に反映させるよう考察されたい。	議会基本条例を制定することによって、幅広く市民の皆様の御意見をお聞きするとともに、開かれた議会を目指してまいります。
2	全般	目的とするところは、素案前文にあるように、「議会が市民に開かれ、市民から信頼される存在となる」「議会の活性化」「市政に対する市民意思の反映」等である。そのためには、今まで、どこに問題があつて、どう解決していこうとしているのか、そのうえで議会基本条例がどう有効なのかが具体的に説明されていない。議会改善検討委員会と議会運営委員会の議事録も市民には示されておらず、条例の文案だけを見せられても市民としては判断できない。	この条例は、議員の改選により議会の構成が変わっても、変わることはない議会及び議員の活動原則、市長等との関係並びに自主的・自立的な議会活動に関する基本理念・基本方針・基本的事項を定め、その諸機能を発揮することにより、市民に開かれた議会となり、市民福祉の向上と市政発展に寄与することを目的に定めるものです。
3	全般	現行の地方自治法、市自治基本条例、議会関連条例・規則の順守と改正で、個々の問題は解決できるはずである。それをせずに、議会基本条例（多くは他の法令・規則の引用で、抽象的作文のようなもの）の制	この条例は、市議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定め、議会及び議員一人一人が活動するに当たり、最も根幹となる指針として制定するものです。

		定に議員達の貴重な時間と労力を使うことは無駄である。	
4	全般	<p>選挙権がある市民が選挙で選んだ議員以外に権力を持たせる、議会制民主主義、国民主権の崩壊につながる議会基本条例に反対する。一般市民は政治に参加する時間の余裕がない。だからこそ、公正な選挙で自分の意見に近い議員を選んで託している。市議会基本条例が制定されれば、市民と利害が異なる市外の人や外国人が議会に入り、市政に干渉するようになれば、選挙に託した市民の票に反することになる。地方議会も、いまや国政に影響を与える決定事項もあり、帰国すれば選挙権のある外国人に議会参加させるのは「選挙権」の一段上の「被選挙権」を付与するに等しく、祖国の選挙権も合わせれば外国人が二重選挙権を持つ事になり、日本への内政干渉でもある。日本人であるからこそ、選挙権が与えられているのに、市政や国の将来に責任を持たなくても良い人たちに参加させるのは高松市の主権放棄である。どうしても議会基本条例を制定したいのであれば、市民の範囲を高松市民が選挙で選んだ議員と同等の「市民であり選挙権を持つ者」にすべきであるが、それでも権限を持たせる議会基本条例は、市政混乱の元になるので反対する。</p>	<p>この条例は、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたりするものではなく、厳密にその範囲を確定しなければならないものでないことから、国籍に関わらず、本市で暮らす、全ての人々の生活の質の向上を旨として、議会の活性化と開かれた議会を目指すため、制定しようとするものです。</p>
5	全般	<p>市民の定義が不明。高松市自治基本条例の定義では齟齬が生じる。例えば、前文2行目の「市民の直接選挙によって選ばれた議員」の市民は、自治基本条例で定める市民では有り得ないと考えるがどうか。</p>	<p>この条例は、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたりするものではないことから、特に、市民の定義は定めておらず、また、市議会が独自に制定する条例なので、市長が制定した自治基本条例の議会や市民の定義と一致するものではありません。</p>

6	全般	すでに多くの地方議会において議会基本条例を制定しているが、高松市議会基本条例（素案）全体を通して高松市議会独自の条項や視点が見られない。	この条例を制定することにより、幅広く市民の皆様の御意見をお聞きするとともに、開かれた議会を目指していくため、議会に関する基本的な事項を定めており、特に、前文に本市議会の独自性を表現しているものです。
7	全般	条例案では、議員間討議によって合意形成を図ることを目指すこととなると思うが、前提として、議会は言論の場であることを十分に認識することを明記すべきである。	議員の活動原則に、議会が言論の場であることを認識し、議員間討議を重んじることと定めており、この条例を制定することにより、議員の役割及び責務を果たしてまいります。
8	前文	前文下から3行目の「いくことを、気持ちを新たに」の文は「を」が重なって読みの語呂がよくないため、「いくことを、心新たに」とかに変えてはどうか。	これまで議会運営委員会において、平成25年7月から議論を積み重ねてまいりましたが、御指摘の点につきましては、前文全体の文脈を考慮しながら、検討してまいります。
9	第4条 (この条例の位置付)	第4条について、既存の議会に関する条例で改廃しないものに対する、この条文趣旨の適用はどうするのか。	この条例は、議会及びその構成員である議員一人一人が活動するに当たっての最も根幹となる指針として制定するもので、議会に関する例規の制定や改廃時には、整合性を図りながら調整してまいります。
10	第5条 (議会の活動原則) 第6条 (議員間討議)	素案では、合意形成がやたらと強調されているが、少数意見の軽視、議論の一方的打ち切り、拙速な多数決等が懸念される。公約を掲げて当選した議員には、譲れない一線も出てくることもある。素案の条例は、議員の民主的で自由な活動を結果的に縛るものとなる。	この条例は、議会運営の公正性や透明性を確保するため、制定するものであり、そのためには、議員間の積極的な討議により、議論を尽くし、あわせて議長や委員長は、議会の会議や委員会の運営に努めることとしており、決して議員の活動を妨げるものではありません。
11	第12条 (政務活動費)	政務活動費は不適切な使われ方があってはならないので、用途を明確に、すべての領収書の提出を義務づけ、市民に公開するとともに、監査を充実させてほしい。	政務活動費は、高松市政務活動費の交付に関する条例において、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を定めるとともに、支出に係る領収書の添付を義務付けているほか、より具体的な用途基準を示した運用指針を作成し、適切な執行を図っております。
12	第12条 (政務活動費)	昨今、地方議会で政務活動費の使い方が問題になっているが、高松市議会も例外ではない。条例案第12条	また、議員別の交付額・支出総額・返還額を本市議会ホ

		第2項に、政務活動費を適切に執行し、使途の説明責任を果たすことを明記しているが、現行では、ホームページでの公開も不十分であり、わざわざ情報公開請求をしないと市民が使途を確認できない。議会図書室などで自由に閲覧できるように制度を改善しなければ意味がない。	ホームページに公開し、透明性の確保に努めているところがございます。 なお、議会図書室等での自由な閲覧など、政務活動費の使途の公開方法については、今後の検討課題としてまいります。
13	第13条 (情報公開の推進)	開かれた議会運営のためには、本会議、委員会以外の会議も公開すべきである。条例第13条「・・・本会議及び委員会のほか、すべての会議を原則として公開する」と明記してはどうか。	各会派会長会を初め、各会派幹事長会・議会改善検討委員会は、議会内部における議会運営等の決定に至るまでの会派間の調整過程に関する情報のため、会派間の率直な意見交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるので、全ての会議を公開とはしておりません。
14	第14条 (市民参加の推進)	議会において適切に審査するためには、請願及び陳情の提出者の意見を聴く場を必ず設けるべきである。よって、条例第14条第3項では、「必要があると認めるときは」とせず、基本的に意見を聴く場を設けるようにする必要がある。	請願・陳情については、国に意見書の提出を求めるものや、市長の権限が及ぶ市政レベルのものまで内容は多岐にわたっているほか、提出された請願・陳情の書面等から、その中身が理解できるものもありますので、まずは、議会でその内容の判断をさせていただきます。
15	第14条 (市民参加の推進)	情報公開・広報の充実のため、市民に対して議会主催の報告会・意見交換会をすること、請願・陳情に対して提出者の意見を直接聞く機会を設けること、大きく意見が別れることや重要な案件については、直接市民の意見を聞く機会として、住民投票を行った場合、その結果を尊重することなどにより、市民の意見を適正に反映してほしい。	また、議会報告会については、より開かれた議会を目指し、市政に関する意見交換の場を設けるために第15条に定めており、今後とも、第1条の目的に定めた、真に市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与してまいります。
16	第15条 (議会報告会)	議会を市民に開き、市民意思を反映するために、具体的な問題に対して市民の意見を聞くことから始めてほしい。議員間討議だけではなく、議員と市民との討議を積極的に行なう必要がある。	より開かれた議会を目指し、市政に関する意見交換の場を設けるため、第15条に議会報告会について定めており、今後、開催に向けて具体的な協議を進めてまいります。

17	第23条 (議員研修の充 実)	議員研修について、費用が適正であり、また、その研修が市政に真に必要なこと、さらには、有意義に生かされることを確認し、その成果を市民と共有するために、会計報告を含めた報告会を開催してほしい。	議員研修は、議員の資質向上はもとより、議会全体の政策立案及び政策提言などの機能強化につなげるために実施しており、その費用等の支出については、政務活動費のほか、議員行政視察や各委員会の視察研修等があり、それぞれ復命書を議長に提出しています。
18	第26条 (議会図書室)	市民の財産として、議会図書室を有効に活用すべき。議員だけでなく、広く市民に、また市職員に開放し、積極的に広報し、使えるようにしてほしい。	議会図書室は、議会図書室規程に基づき、議員及び議会関係者の調査研究に資するため、議長が管理を行っていますが、誰でも図書室を利用できるようにするためには、蔵書の管理や職員の配置等の課題がありますので、今後、他市の事例も参考にしながら研究してまいります。
19	第26条 (議会図書室)	誰でも議会図書室を利用できるようにしてほしい。	
20	第28条 (議員報酬)	議会は、議員報酬の額について第三者の意見を聴く必要があるが、毎年、特別職等報酬等審議会の答申を無視しているのが現状である。ここでは、議員報酬について「審議会の答申を尊重する」と明記すべきである。	議員報酬については、別に条例で定めることとしていることから、あえて明記しておりません。
21	その他	台風の関係で意見交換会が延期になったとはいえ、条例素案の説明をする前に、パブリックコメントによる意見募集を締め切ることは問題である。一般的に、議会基本条例という市民に馴染みが薄い事案は、せめて意見交換会が終わるまで意見募集期間を延長すべきである。	去る9月23日に開催した意見交換会は、より多くの市民から意見等をいただくため、パブリックコメントに加えて開催したものであり、意見交換会でいただいた御意見等は、今後の議会改革・運営に生かしてまいります。
22	その他	条例案には具体的な記述はないが、費用弁償は、特権としか思えないので廃止すべき。議員活動は、歳費と政務活動費で保証し、議会出席のための交通費は実費支給としてほしい。	費用弁償については、地方自治法及び高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき支給しており、今後とも、制度の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。
23	その他	市議会を真に言論の場とするために、議員を個人として尊重し、議長は発言する議員を指名するとき、番	議長が議員に対し発言の許可を与える場合は、議席番号と氏名を呼んでいます。

	<p>号ではなく名前を呼ぶこと、討議は一問一答形式を用い、論点を明確にし、答弁漏れを防ぐこと、再質問、再々質問を制限しないこと、少数会派、一人会派の議員の発言機会や発言時間を十分に確保すること、議員は、地元利益や、会派による結論に縛られることなく、常に市全体のことを考えて、自由に討議に臨むべきことを条文に盛り込んでほしい。</p>	<p>次に、一問一答方式や再質問の制限については、市民の皆様様に論点や争点がわかりやすくなるよう、今後、具体的な運用方法等を協議してまいります。</p> <p>次に、少数会派等の発言機会や発言時間の確保のほか、自由な討議については、議会運営の公正性や透明性を確保するため、この条例を制定し、議員間の積極的な討議により議論を尽くし、真に市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目指してまいります。</p>
--	--	--